

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例				
条 例 番 号	平成22年神奈川県条例第1号	法 規 集	第4編第1章第1節		
所 管 室 課	政策局政策部NPO協働推進課				
条 例 の 概 要	ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、地域課題の解決のためにボランティア団体等と県との協働の推進及びボランティア活動の促進のための施策を定めており、地域課題はさらに複雑化し、多様化していることから、今後も必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	ボランティア団体等と県とが協働して課題解決に取り組む際に、双方の役割を明確にして締結する協定は、相互理解や信頼構築の基となり、双方が立場を尊重しつつ地域課題のより効果的な解決に取り組む端緒となっており、有効に機能している。			条例第5条に該当する協働事業 平成27年度 25件 平成28年度 26件 平成29年度 35件 平成30年度 38件 令和元年度 41件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、団体等と県とが自律した対等の関係を保てるよう、役割分担等を明確にした協定を締結するよう努めるものとしている。これは、条例の基本理念にかなった協働を可能とし、地域課題のより効果的な解決に取り組むための手法を示しており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	ボランティア団体等と県との協働の推進は「かながわブランドデザイン」のプロジェクト20 協働連携～NPOなどの多様な主体による協働型社会の実現～に則った取組であり、県政の基本的な方針に適合したものである。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、ボランティア団体等と県との協働の推進及びボランティア活動の促進のための施策を定めており、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。		理 由 等 現行条例の運用の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		